都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 開発行為に

関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、 この開発区域を表示した図書は、 奈良県県土マネジメン ト部まちづ くり推進局

ア戈ニトノFノ月ニトラコ

建築課におい

て閲覧できます。

平成二十八年八月二十六日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一許可番号

平成二十八年七月二十一日奈良県指令建第九八一三四号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年八月十七日建第八 七四四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市大字奥田三九○番五、三九○番六、 三九〇番七及び三九〇番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市磯壁四丁目二〇三番一 エスポア ル ゥ エムラ三〇二

中川嗣章

中川歩

一許可番号

平成二十八年七月二十一日奈良県指令建第九八一五〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十八年八月十七日建第八七四五号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市大字根成柿五三二番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和高田市大字根成柿五三二番地の三

前川繁利

一許可番号

平成二十八年三月十七日奈良県指令建第九六ー 九八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 公共施設に関する工事の検査済証 平成二十八年八月十七 平成二十八年八月十七日建 日 建第五二一八号 第八 七四六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字粟殿八二八番・八二九番合併 \mathcal{O} 部、 八三〇番及び八三二番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字三輪三五一番地

山川進

山川スミ子

桜井市大字三輪四四八番地

藤本千代子

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字粟殿八二八番 八二九番合併 \mathcal{O} 部、 八三〇番 $\bar{\mathcal{O}}$ 一部及び

番七

水道 桜井市大字粟殿八二八番 八二九番合併、 八三〇番及び八三二番七 の各一

部

一許可番号

平成二十八年三月二十四日奈良県指令建第九六一二二三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事 \mathcal{O} 検査済証 平成二十八年八月十九 日建第 八七四七号

公共施設に関する工事の検査済証 平成二十八年八月十九日建第五二一九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

葛城市大屋一八番一、一八番三及び二七番三並びに南道穂 五五番二の 各

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

五條市田園二丁目二番地の一

株式会社井上地所 代表取締役 井上猛

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 葛城市大屋 一八番一、 八番三及び二七番三並びに南道穂 五五番二の各一

部

水道 葛城市大屋 ___ 八番 及び二七番三並びに南道穂 五五番二 \mathcal{O}